

香港への農林水産物・食品の輸出
に関するカントリーレポート
(牛乳・乳製品)

2025年12月

香港輸出支援プラットフォーム

目次

1. 牛乳の基本情報とその背景
2. 牛乳の輸入状況と近年の動向
3. 牛乳に関わる小売業界の動向
4. 牛乳の小売価格
5. 乳製品
 - 5-1. チーズの近年の動向
 - 5-2. ヨーグルトの近年の動向
 - 5-3. 育児用粉ミルクの近年の動向
6. 流通経路
7. 輸入規制、輸入手続き
8. 参照

◆1. 牛乳の基本情報とその背景◆

農林水産省の「2024年農林水産物・食品の輸出実績」によると、牛乳に関してはベトナム、台湾に次いで香港は第三番目の輸出相手国であり、2024年の輸出額全体の13.6%（41.5億円）を占め、その数量は7,907トンである。日本からは、ロングライフ(Long Life)牛乳（以下、LL牛乳と呼ぶ）が1991年より輸出を開始し、「濃厚な味わいで品質が良い」と香港市場からの評価を受けて、主に北海道や九州から多品種出荷され流通している。また、2018年より北海道乳業が冷蔵牛乳の輸出を開始し、現在は北海道産牛乳を原料とする「工藤舎牛乳」や鳥取県産牛乳を原料とする「白バラ牛乳」など、複数の製品が当地で販売されている。

香港における牛乳・乳製品の摂取状況に関しては、香港政府・食物環境衛生署¹が第1回（2005-07年）、第2回（2018-20年）と2回にわたって実施した20歳から84歳を対象とした調査「全港性食物消費量調査（第二回香港食物消費量調査）²」に記されている。これらによると、第1回目の調査の際には一人当たり1日34.2g摂取されていた牛乳・乳製品は、第2回目の調査では24.9gと、その摂取量は27%減少している。また、日本人の20歳以上の1日あたりの牛乳・乳製品摂取量の平均（約85-87g（出所：厚生労働省「令和6年国民健康・栄養調査」³））と比較しても、香港人の牛乳・乳製品の摂取量は少ないことが分かる。また第2回目の調査での牛乳・乳製品の1日あたりの消費量24.9gの内訳を見ると、約4分の3以上を牛乳、乳飲料、粉乳（19.6g、78.7%）が占めている。

（本調査では、豆乳および植物性ミルクは牛乳、乳飲料とは別項目にある。）

なお、香港における牛乳・乳飲料の市場規模に関しては、ユーロモニターインターナショナル⁴の牛乳・乳飲料の小売販売調査に記されている。これによると、2025年に小売向けに販売された牛乳の小売売上高は17億6,150万香港ドルで、豆乳の小売売上高は16億3,220万香港ドル、豆乳以外の植物性ミルク*の小売売上高は2億6,610万香港ドルだった。豆乳の需要は高まっているものの、小売売上高ベースで豆乳の消費は、牛乳の消費の9割程度である。また、近年の植物性ミルクの売り上げの伸びはめざましく、2025年は2020年に比べ1.9倍伸びている。

<*豆乳、アーモンドミルク、オーツミルク、ライスマルク、ココナッツミルクなど植物を原材料として作られる牛乳の代替品のこと。ユーロモニターインターナショナルでは植物性ミルクも乳飲料とみなしている>

1URL : <https://www.fehd.gov.hk/english/>

2URL : https://www.cfs.gov.hk/tc_chi/programme/programme_firm/files/2nd_FCS_Report_29_Jun_2021.pdf

3URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001603146.pdf>

4URL : <https://www.euromonitor.com/jp>



<写真:Wellcome⁵の植物性ミルク売り場(左・中央)/Great Food Hall⁶の植物性ミルクのプロモーション(右)(筆者撮影)>

業界関係者からのヒアリングによると、近年の動向としては健康意識の高まりによってオーツミルクやアーモンドミルクなどの植物性ミルクのニーズは高まっているとされ、スターバックスをはじめとしたカフェやセブンイレブンでは、ラテを注文する際に牛乳や生クリームと並んでオーツミルクや豆乳などが選択できるようになっている。しかしながら、植物性ミルクの用途が拡大しつつあるとはいえ、多様な用途を持つ牛乳の消費には、まだ及ばないというのが現状である。

香港における牛乳は、家庭で消費されるだけでなく、前述のようにカフェをはじめとした飲食店で、飲用および調理用として消費されている。たとえば、香港におけるカフェのラテに使用される牛乳や、主にテイクアウトのバブルティー専門店で使用される牛乳、ファストフード店やカフェで提供されるミルクスクランブルエッグ、牛乳スープパスタ等がそれにあたる。また、牛乳プリンやアイスクリーム、ベーカリーのケーキやパン、焼き菓子の加工原料としても使用されている。



<写真:快樂・順景(銅鑼灣店)⁷のミルクスクランブルエッグ(左)/鎌倉甘味処香港⁸のラテ(右)(筆者撮影)>

日本産牛乳も同様に、家庭で消費されるだけでなく、アイスクリームやプリンの加工原料、ベーカリーのケーキやパンの原料として使用され、定着している。

なお、ユーロモニターインターナショナルのレポートによると、近年牛乳が支持されている要因の一つに、ラクトースフリーの牛乳が普及したことを挙げている。ラクトースフリーの牛乳とは、乳糖を含まない、または乳糖を分解して除去した牛乳のことで、一般的

5URL : <https://www.wellcome.com.hk>

6URL : <https://www.aswatson.com/our-brands/food-electronics-wine/great/>

7URL : <https://www.facebook.com/kamakura.hongkong/>

8URL : <https://www.facebook.com/happycafehongkong/>

な牛乳を摂取すると下痢や腹痛を起こす人たちのために作られた牛乳のことである。こうした製品は当地では、主に C P-Meiji や維記 (The Kowloon Dairy) ⁹から販売されている。また、香港市場で流通する日本産牛乳の中にラクトースフリーの牛乳はまだ販売されていない。

◆2. 牛乳の輸入状況と近年の動向◆

香港には商業的な乳牛の牧場はないが、広東省などから原料を輸入し、香港で牛乳を製造するメーカーがある。香港の牛乳メーカーとしては、維記 (The Kowloon Dairy) や牛奶公司 (Nestle Dairy Farm) ¹⁰、十字牌 (Trappist Dairy) ¹¹等がある。また、これらのメーカーの製品以外の牛乳が輸入されている。

近年の香港における牛乳の輸入状況をみると、近年は金額・数量ともにほぼ横ばい状態である。2024年は、金額では前年比 0.8%減の 6 億 9,581 万香港ドル、数量では同 2.4%減の 70,012 トンであった (表 1)。主要輸入相手国の動向をみると、上位 5 カ国 (タイ・日本・オーストラリア・中国・ベトナム) の輸入額合計は全体の 76.9%を占め、数量では同 70.4%である。

日本からの牛乳の輸入に関しては、LL 牛乳の普及に加え前述の冷蔵用牛乳が定着し、2024年は金額ベースで全体の 13.5%、数量ベースでは 8.2%のシェアを占めている。日本からの輸入は 2020 年以降、金額・数量ともに減少傾向であったが、2024年は金額ベースで前年比 7.0%増の 9,379 万香港ドル、数量ベースでは同 3.8%増の 5,727 トンであった。

9URL : <https://www.kowloondairy.com>

10URL : <https://www.nestle.com.hk/en/brands/allbrands/nestle-milk-company>

11URL : <https://trappistdairy.hk>

表 1：香港における牛乳の輸入推移

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額								
タイ	15,755	168,376	17,354	179,084	21,346	220,549	23,368	245,915	22,294	247,999	-4.6%	0.8%	31.8%	35.6%
日本	6,059	96,135	5,897	95,358	6,097	94,706	5,517	87,631	5,727	93,785	3.8%	7.0%	8.2%	13.5%
オーストラリア	13,496	133,660	15,505	145,025	11,633	120,389	9,381	109,509	7,252	90,074	-22.7%	-17.7%	10.4%	12.9%
中国	4,907	36,965	7,102	56,321	5,838	51,220	5,866	47,021	6,890	51,966	17.5%	10.5%	9.8%	7.5%
ベトナム	10,027	70,348	8,768	62,354	7,919	55,695	6,697	47,922	7,131	51,316	6.5%	7.1%	10.2%	7.4%
フランス	2,639	15,571	3,437	20,229	3,630	22,457	3,413	25,523	3,454	25,998	1.2%	1.9%	4.9%	3.7%
ポーランド	1,058	5,757	1,263	6,936	1,436	8,505	3,669	24,807	3,136	20,765	-14.5%	-16.3%	4.5%	3.0%
ベルギー	3,903	19,225	3,141	13,728	3,105	14,535	3,174	15,775	3,308	15,506	4.2%	-1.7%	4.7%	2.2%
ドイツ	1,817	15,938	2,176	14,003	2,269	18,805	1,407	13,565	1,563	14,839	11.1%	9.4%	2.2%	2.1%
ニュージーランド	996	6,049	1,266	7,883	1,469	10,502	3,690	25,524	1,951	13,821	-47.1%	-45.9%	2.8%	2.0%
全体	68,506	648,332	71,936	659,322	70,604	677,551	71,719	701,395	70,012	695,810	-2.4%	-0.8%	100.0%	100.0%

04012020 - MILK, IN CONSUMER CONTAINERS, NOT CONCENTRATED NOR SWEETENED, OF A FAT CONTENT, BY WEIGHT, EXCEEDING 1% BUT NOT EXCEEDING 6%

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」
(2025年5月現在)

◆ 3. 牛乳に関わる小売業界の動向 ◆

ユーロモニターインターナショナルのレポートによると、香港における牛乳の小売販売は主にスーパーマーケットとコンビニエンスストアといった店舗での販売が主流である。また同レポートでは、近年、牛乳の香港における販売については、タンパク質を多く摂取できる他の飲料や、北上消費*の影響を受けていることを指摘している。

<*北上消費：香港市民が物価の安い深セン市などの広東省の都市で買い物やレジャー、飲食に出かける現象のこと>

表2 香港におけるスーパーマーケット・食品小売店

店舗名	店舗数	店舗名	店舗数
地場系		日系	
DFI Retail	323	DON DON DONKI	11
Wellcome	278	業務スーパー	2
Market Place	42	マツモトキヨシ	13
3hreesixty	2	MUJI 無印良品	21
Oliver's The Delicatessen	1	Aeon	82
A. S. Watsons	235	DAISO Japan	29
PARKnSHOP	153	Living Plaza	27
FUSION	59	Aeon/ Aeon Supermarket	7
TASTE	17	KOMEDA'S Coffee	7
FOOD PARC	3	Aeon Style	6
Parkshop Frozen Food Store	2	ものもの	6
GREAT	1	旧日系	
city'super	6	一田(YATA)	16
DS Groceries	71	APITA / UNY	4
HKTVmall	76	Freshmart (SOGO Hong Kong)	1
Green Price	15	韓国系	
中国本土系		New World Mart	7
U Select Stores / Super Market	20	Market Wholesome	2
佳宝(Kai Bo Food Supermarket)	91	その他外資系	
錢大媽(Qiandama)	103	Marks & Spencer(英国)	22
好特卖(HOTMAXX)	5	BIG C(タイ)	20

出所：各社のHPIに基づきジェトロ香港が作成（2025年8月時点）

香港における牛乳は、冷蔵牛乳と常温保存のLL牛乳とに大別され、前者に関しては香港で製造される製品と輸入品に大別される。

香港で製造される冷蔵牛乳は、維記（The Kowloon Dairy）や牛奶公司（Nestle Dairy Farm）、十字牌（Trappist Dairy）といった乳業メーカーが製造している。輸入品の冷蔵牛乳は、タイのCP Meiji¹²や、オーストラリアで生産されたDFI Retailの牛乳Meadows¹³、日本の北海道乳業、泉南乳業、大山乳業といった乳業メーカーの製品がある。2024年からは、上記に加え中国本土・蒙牛乳業の「毎日鮮語¹⁴」が輸入・販売されている。

また、後者のLL牛乳に関しては輸入品がほとんどで、スイスのEmmi¹⁵やオーストラリアのPauls¹⁶、オランダのDaioni¹⁷、ベトナムのDutch Lady¹⁸といった乳業メーカーのLL牛乳がある。また、日本産のLL牛乳については、ホクレン、らくのうマザーズ、南日本酪農協同、北海道日高乳業などによって製造されたものが流通している。

◆4. 牛乳、乳飲料の小売価格◆

ジェトロが2024年11月～2025年2月にかけて現地市場価格調査をしたところ、スーパーミドル向けのスーパーマーケットにおいて、CP-MEIJi 低脂肪乳（タイ）24.9香港ド

12URL： <https://www.facebook.com/CPMeijiHK/>

13URL： <https://m-meadows.com/en/our-product-range/food-and-drinks>

14URL： <https://www.facebook.com/mengniuifanpage>

15URL： <https://group.emmi.com/asia/en>

16URL： <https://en.assure.com.hk>

17URL： <https://www.facebook.com/DaioniHK/>

18URL： <https://www.dutchlady.com.hk/en>

ル（約 498 円）/本（1L）、Trappist 低脂肪乳（香港）25.9 香港ドル（約 518 円）/本（948ml）、北海道乳業 無調整低脂肪乳（北海道）48 香港ドル（約 960 円）/本（1L）、大山白バラ牛乳 無調整（鳥取県）49 香港ドル（約 980 円）/本（1L）であった。

表 3 香港における牛乳・乳飲料の小売販売価格（2024/2025 年）

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (現地通貨)	原産国・産地	販売店の種別	販売店のターゲット
CP-MEIJ 低脂肪乳 チョコレート味	1L	22.90	タイ	現地系	アッパーミドル
CP-MEIJ 低脂肪乳・無調整	1L	24.90	タイ	現地系	アッパーミドル
Trappist 低脂肪乳・脱脂肪乳	948ml	25.90	香港	現地系	アッパーミドル
Kowloon Dairy 半脂肪乳	948ml	30.90	香港	現地系	アッパーミドル
Kowloon Dairy オーストラリア全脂肪乳	948ml	37.90	香港	現地系	アッパーミドル
Woolworths オーストラリア全脂肪乳・低脂肪乳・脱脂肪乳	1L	22.90	オーストラリア	現地系	ローワミドル
Devondale 全脂肪乳・低脂肪乳	1L	23.00	オーストラリア	現地系	ローワミドル
Happy Herd 有機 全脂肪乳・脱脂肪乳	1L	22.00	イタリア	現地系	ローワミドル
Emmi 全脂肪乳・半脂肪乳	1L	28.00	スイス	現地系	ローワミドル
Emmi 全脂肪乳	250ml	10.50	スイス	現地系	ローワミドル
Dutch Lady PureFarm 全脂肪乳	470ml	13.90	オランダ	現地系	ローワミドル
Dutch Lady PureFarm 有機全脂肪乳	1L	35.00	オランダ	現地系	ローワミドル
Daioni Organic 全脂肪乳・半脂肪乳・脱脂肪乳	1L	32.50	英国	現地系	ローワミドル
Cheer 有機 全脂肪牛乳	948ml	39.00	米国	現地系	アッパーミドル
らくのうマザーズ 大阿蘇牛乳	1L	20.00	日本	現地系	ローワミドル
Nestle 低脂肪乳・脱脂肪乳	1L	21.90	日本	現地系	アッパーミドル
Kowloon Dairy 低脂肪乳・脱脂肪乳	1L	21.90	日本	現地系	アッパーミドル
ホクレン 北海道特選3.6牛乳	1L	33.50	日本（北海道）	現地系	ローワミドル
工藤舎 北海道3.7牛乳 無調整	1L	43.00	日本	現地系	アッパーミドル
北海道乳業 北海道函館 無調整・低脂肪乳	1L	48.00	日本（北海道）	現地系	アッパーミドル
大山 白バラ牛乳 無調整	1L	49.00	日本（鳥取県）	現地系	アッパーミドル
デーリィ 霧島牛乳	200ml	17.50	日本（鹿児島）	現地系	ローワミドル

<2025 年 3 月ジェトロ香港調べ>



<写真: SOGO HONGKONG¹⁹の牛乳売り場（筆者撮影）>



¹⁹URL : <https://www.sogo.com.hk/en>

<写真:Wellcome の牛乳売り場 (筆者撮影) >

中国産牛乳について 2025 年 12 月に現地市場価格調査を行ったところ、ローワーミドル向けのスーパーマーケットにおいて、毎日鮮語「4.0 乳蛋白 100%鮮牛奶 (4.0 乳タンパク質 100%フレッシュ牛乳)」22 香港ドル (約 440 円) /本 (250ml)、毎日鮮語「100%鮮牛奶 (100%フレッシュ牛乳)」950ml サイズ 40 香港ドル (約 800 円) /本、毎日鮮語「悦鲜活鮮牛奶 (悦鲜活フレッシュ牛乳)」950ml サイズ 35 香港ドル (約 700 円) /本であった。

毎日鮮語のプロモーションはオフラインのみならず、オンラインの TAOBAO²⁰でも販売され、当地で盛んに行われている。この中で、「4.0 乳蛋白 100%鮮牛奶」に関しては微生物学的指標と体細胞指標について、EU が定める基準を上回っていること、(日本産の一般的な冷蔵用の牛乳が 100g あたり 3.3g のタンパク質と 110mg のカルシウムを含むのに対し) 当社製品は、100ml あたり 4.0g もの高品質乳タンパク質や、130mg もの天然由来のカルシウムを含有している高品質の牛乳である、ということ、健康志向の高い消費者に伝えている。

なお、香港では、小売店が独自にプロモーションを企画するよりも、食品輸入業兼卸売業者が小売店にフェアやプロモーションを提案する、或いは単品の商品のプロモーションを提案するケースが多い。そのため、大手小売店と取引をする際には、納品先の小売店側から店舗数に合わせたプロモーションアイテム (POP、バナー等) を要求されることも少なくない。小売店や輸入業兼卸売業者からのヒヤリングによると、当地では他の日本産食品同様、日本産牛乳に対する信頼性がある一方で、現状は価格を下げたプロモーションが行われている。今後は、日本産牛乳が健康的に何に優れているかをアプローチできるような展開が求められている。

◆5. 乳製品◆

牛乳同様、乳製品に関しても当地では輸入が盛んである。いずれの乳製品も種類が豊富であること、ニュージーランドやオーストラリア、中国産のみならず、ヨーロッパや米国、アジア各国から輸入されているのが香港市場の大きな特徴である。

業界関係者からのヒヤリングによると、健康志向の高まりから、消費者は栄養摂取だけでなく身体に良い製品を選択する傾向が強まっている。チーズのナチュラルチーズ志向、ヨーグルトの無糖・低糖シリーズなどがその例にあたる。

◆5-1. チーズの近年の動向◆

香港におけるチーズの大きな特徴としては、一つはその選択肢の多さにある。香港では、高級スーパーマーケットのみならず、ローワーミドル向けのスーパーマーケットでも

²⁰URL : <https://world.taobao.com/dianpu/339239116.htm>

ナチュラルチーズやプロセスチーズを中心に多種類のチーズが主にニュージーランドやオーストラリア、ヨーロッパ各国から輸入され、販売されている。



<写真: City'Super²¹のチーズ売り場（筆者撮影）>



<写真: SOGO HONGKONG のチーズ売り場（筆者撮影）>

小売店で販売されているこれらのチーズは、主に家庭で消費されるが、単にカットしたものをそのまま食するだけではなく、サラダやパスタ、ドリアなど調理して消費されているものもある。また、チーズについては、家庭だけでなく、洋食やカフェをはじめとした飲食店でも消費されており、たとえば、洋食店やカフェではピザやパスタに、ハンバーガーショップではバーガーやサラダ等に用いられている。カツレツの上にトマトソースとともにとろけるチーズがかかったドリアは、香港で支持されているメニューの一つである。また、テイクアウトのバブルティー専門店では、牛乳同様、クリームチーズをトッピングしたメニューがある。香港に輸入されたチーズはほかにも、アイスクリーム、ベーカリーのチーズケーキやスフレ、チーズ入りのパン、焼き菓子の加工原料としても使用されている。



<写真:マンダリンホテル内 Café Causette²²のマルガリータ・ピザ（左） / A-1 Bakery²³のチーズケーキ（右）（筆者撮影）>

21URL : <https://online.citysuper.com.hk>

22URL : <https://www.mandarinoriental.com/ja/hong-kong/victoria-harbour/dine/cafe-causette>

23URL : https://www.a-1bakery.com.hk/zh_HK/

香港の乳業メーカーはチーズ工場を持っていないため、チーズは輸入に依存している。

近年の香港におけるチーズの輸入状況をみると、コロナ禍の2021年をピークに2022年、2023年は金額・数量ともに緩やかに減少している。2024年は金額ベースでは前年比1.0%増の7億7,839万香港ドル、数量ベースでは同4.2%増の15,576トンであった(表4)。主要輸入相手国の動向をみると、上位6カ国の輸入額は全体の74.3%を占め、数量では同74.5%であり、ニュージーランド、イタリア、フランス、オーストラリア、イギリス、米国に分散されていることが分かる。

日本から輸入されるチーズについては、2024年は金額ベースで全体の2.4%、数量ベースでは1.6%のシェアを占めている。日本からの輸入は2022年、2023年と減少傾向にあったが2024年には回復し、金額ベースで前年比2.8%増の1,902万香港ドル、数量ベースでは同21.4%増の248トンであった。

表4：香港におけるチーズの輸入推移

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額								
ニュージーランド	1,802	74,242	3,881	147,752	3,883	162,016	3,702	157,080	4,187	160,266	13.1%	2.0%	26.9%	20.6%
イタリア	1,215	75,870	1,705	100,019	1,361	92,024	1,256	87,469	1,386	90,980	10.3%	4.0%	8.9%	11.7%
フランス	1,766	107,511	2,126	126,975	1,495	99,644	1,200	78,271	1,247	89,019	3.9%	13.7%	8.0%	11.4%
オーストラリア	2,180	109,794	2,443	112,987	2,046	105,502	1,934	94,462	1,762	84,916	-8.9%	-10.1%	11.3%	10.9%
イギリス	3,141	124,645	2,003	92,166	1,680	82,127	1,963	94,160	1,467	79,823	-25.3%	-15.2%	9.4%	10.3%
米国	1,948	96,101	2,554	110,489	1,840	88,675	1,571	79,927	1,565	73,106	-0.4%	-8.5%	10.0%	9.4%
オランダ	296	15,056	242	13,313	304	15,133	279	15,548	515	25,224	85.1%	62.2%	3.3%	3.2%
ベルギー	215	11,344	109	3,730	156	6,834	424	19,212	570	24,398	34.5%	27.0%	3.7%	3.1%
デンマーク	285	15,694	203	10,874	752	33,420	260	13,417	434	22,363	67.2%	66.7%	2.8%	2.9%
シンガポール	383	17,116	366	17,155	440	23,385	440	23,042	449	21,635	2.0%	-6.1%	2.9%	2.8%
日本	220	21,923	246	23,810	231	22,115	204	18,509	248	19,021	21.4%	2.8%	1.6%	2.4%
全体	15,575	754,404	17,851	846,080	16,140	826,381	14,942	770,515	15,576	778,389	4.2%	1.0%	100.0%	100.0%

0406 - Cheese and curd

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」
(2025年5月現在)

チーズの小売価格に関して、ジェトロが2024年11月～2025年2月にかけて現地市場価格調査を行ったところ、富裕層向けのスーパーマーケットにおいて、イタリア産 Ambrosi²⁴ 「オーガニックリコッタチーズ」が82香港ドル(約1,640円)/パック(250g)、アッパーミドル向けのスーパーマーケットにおいて、オーストラリア産 Bega²⁵

24URL : <https://www.ambrosi.it/en/products/>

25URL : <https://begacheeseintl.com/hk/>

「チェダーチーズ」が各種 37.0 香港ドル (約 740 円) /パック (250g)、デンマーク産 Alpenhain²⁶「カマンベールチーズ」が 39.9 香港ドル (約 798 円) /パック (125g)、フランス産 The Laughing Cow²⁷「スライスチーズ各種」が 38.0 香港ドル (約 760 円) /パック (200g)、ニュージーランド産 Chesdale²⁸「チェダーチーズオリジナル」が 33.9 香港ドル (約 678 円) /パック (250g) であった。

日本産チーズに関しては、明治「十勝カマンベールチーズ (オリジナル・燻製各種)」が 69.0 香港ドル (約 1,380 円) /パック (90g)、日本産 Kraft Foods「切れてるチーズ」が 45.9 香港ドル (約 918 円) /パック (134g)、北海道乳業「LUXE クリームチーズ」が 35.0 香港ドル (約 700 円) /パック (100g)、雪印メグミルク「クリームチーズ」が 40.0 香港ドル (約 800 円) /パック (200g)、同「1才からのチーズ」が 32.0 香港ドル (約 640 円) /パック (72g) であった。

表 5 香港におけるチーズの小売販売価格 (2024/2025 年)

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (現地通貨)	原産国・産地	販売店の種 別	販売店のターゲッ ト
Chesdale チェダーチーズ オリジナル	250g	33.90	ニュージーランド	現地系	アッパーミドル
Bega チェダーチーズ 各種	250g	37.00	オーストラリア	現地系	アッパーミドル
フィラデルフィア クリームチーズ	190g	33.90	オーストラリア	現地系	ローワーミドル
The Laughing Cow スライスチーズ	200g	38.00	フランス	現地系	アッパーミドル
Emborg Cheese Triangles	140g	33.90	デンマーク	現地系	アッパーミドル
The Laughing Cow 8Pチーズ各種	120g (8個入)	37.00	フランス	現地系	アッパーミドル
Alpenhain カマンベール	125g	39.90	デンマーク	現地系	アッパーミドル
AMBROSI Organic Ricotta Cheese	250g	82.00	イタリア	現地系	富裕層
President チェダーチーズ	200g	65.90	フランス	現地系	アッパーミドル
The Laughing Cow ベルキューブ各種	78g	37.00	フランス	現地系	アッパーミドル
3B LATTE Buffalo Milk Camembert Cheese	250g	124.00	イタリア	現地系	富裕層
Kraft スライスチーズ 個包装タイプ	500g (24枚入)	72.50	日本	現地系	アッパーミドル
Kraft スライスチーズ 個包装タイプ	216g (12枚入)	41.50	日本	現地系	アッパーミドル
雪印メグミルク クリームチーズ	200g	40.00	日本	現地系	ローワーミドル
Meadows チーズミックスピザ	150g	35.00	日本	現地系	ローワーミドル
雪印メグミルク 6Pチーズ各種	120g (6個入)	33.00	日本	現地系	ローワーミドル
雪印メグミルク スライスチーズ各種	112g (7枚入)	36.00	日本	現地系	ローワーミドル
Kraft 切れてるチーズ	134g	45.90	日本	現地系	アッパーミドル
北海道乳業株式会社 LUXE クリームチーズ	100g	35.00	日本 (北海道)	日系	ローワーミドル
Kraft 小さなチーズケーキ各種	90g	38.00	日本	現地系	アッパーミドル
雪印メグミルク 1才からのチーズ	72g (6枚入)	32.00	日本	現地系	ローワーミドル
明治 十勝カマンベール各種	90g (6枚入)	69.00	日本	現地系	アッパーミドル

<2025 年 3 月ジェトロ香港調べ>

26URL : <https://www.alpenhain.de/en/>

27URL : <https://www.thelaughingcow.com>

28URL : <https://anchordairy.com.hk/products/chesdale-cheese>

◆5-2. ヨーグルトの近年の動向◆

ユーロモニターインターナショナルのレポートによると、ヨーグルトは2025年の香港の牛乳・乳製品市場の中で最も好調なカテゴリーであり、小売売上高は13億香港ドルとなり、前年比で5%もの成長がみられる。香港では近年、プロバイオティクス（生きた乳酸菌やビフィズス菌）を含むとか、防腐剤を用いず100%フレッシュミルクを用いているとか、或いは低糖とか、脂肪0%などといった、健康志向が高まっている香港の人々に受ける特性を持つ商品が多く流通している。

香港では、多くの乳製品が海外から輸入されている中、ヨーグルトに関しては、たとえば、維記（The Kowloon Dairy）や牛奶公司（Nestle Dairy Farm）のように香港で牛乳を製造している乳業メーカーの一部が、中国本土産の生乳を用いて、香港でヨーグルトを製造している。また、日清食品有限公司²⁹も香港でヨーグルトを製造し販売している。

近年の香港におけるヨーグルトの輸入状況を見ると、コロナ禍以降、消費者の健康志向の高まりから腸の働きを促進するヨーグルトの需要が高まり、2021年には金額・数量ともに上昇したが、2022年、2023年と減少し、その後2024年は回復した。2024年は、金額ベースでは前年比16.0%増の2億8,626万香港ドル、数量ベースでは同15.9%増の9,784トンであった（表6）。主要輸入相手国の動向を見ると、上位5カ国の輸入額合計は全体の67.4%を占め、数量では同71.3%を占めている。

日本から輸入されるヨーグルトについては、2024年は金額ベースで全体の5.7%、数量ベースでは3.6%のシェアを占めている。日本からの輸入は2022年、2023年と減少傾向にあったが2024年には回復し、金額ベースで前年比4.3%増の1,632万香港ドル、数量ベースでは同22.1%増の354トンであった。

²⁹URL : <https://www.nissinfoods.com.hk/tch/products/nissin-yogurt-series>

表6：香港における発酵乳（ヨーグルト）の輸入推移

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	2,463	39,951	3,181	37,177	1,635	29,115	1,806	25,323	2,717	49,573	50.5%	95.8%	27.8%	17.3%
オーストラリア	1,200	35,653	1,226	38,656	1,124	42,722	1,100	40,194	1,311	45,840	19.2%	14.0%	13.4%	16.0%
スイス	1,382	47,398	1,616	41,292	1,560	49,591	1,332	44,677	1,163	43,436	-12.7%	-2.8%	11.9%	15.2%
イギリス	812	34,695	1,260	59,682	635	29,905	552	29,883	516	30,205	-6.6%	1.1%	5.3%	10.6%
タイ	420	8,279	468	9,264	832	16,407	929	18,641	1,261	23,796	35.8%	27.7%	12.9%	8.3%
日本	430	15,340	469	17,249	313	22,240	290	15,640	354	16,315	22.1%	4.3%	3.6%	5.7%
ドイツ	1,085	13,415	757	13,580	798	19,476	685	18,771	605	16,225	-11.7%	-13.6%	6.2%	5.7%
米国	350	42,558	235	37,747	77	12,719	81	14,303	126	15,635	56.3%	9.3%	1.3%	5.5%
ギリシャ	150	5,049	237	6,736	362	10,667	358	11,914	413	13,092	15.2%	9.9%	4.2%	4.6%
フランス	319	12,868	333	14,183	339	13,876	150	7,334	171	9,544	14.0%	30.1%	1.7%	3.3%
全体	10,008	255,206	11,001	275,566	8,654	264,953	8,446	246,709	9,784	286,264	15.9%	16.0%	100.0%	100.0%

040320 - YOGURT, WHETHER OR NOT CONCENTRATED OR CONTAINING ADDED SUGAR OR OTHER SWEETENING MATTER OR FLAVOURED OR CONTAINING ADDED FRUIT, NUTS OR COCOA (2022年以降のコード)
040310 - YOGURT, WHETHER OR NOT SWEETENED, FLAVOURED OR CONTAINING ADDED FRUIT, NUTS OR COCOA (2021年以前のコード)

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」
(2025年5月現在)

ユーロモニターインターナショナルのレポートによると、ヨーグルトの主要な販売先はスーパーマーケットやコンビニエンスストアが主流で、その他にECサイトがある。

ヨーグルトの小売価格に関して 2025 年 12 月に現地市場価格調査を行ったところ、富裕層向けスーパーマーケットでは低脂肪や低糖質、高タンパク質といった健康を意識した商品が支持を集めている。たとえば、ギリシャ産 KOUKAKIS³⁰「Greek Yoghurt 0%（脂肪分 0%）（パック入）」1kg/個が 115 香港ドル（約 2,300 円）、ギリシャ産 KOLIOS³¹「Hercures 高タンパク質ギリシャヨーグルト脂肪分 0%（カップ入）」200g/個が 36.0 香港ドル（約 720 円）、米国産 Chobani³²「ゼロシュガー ブルーベリー味ヨーグルト（カップ入）」150g/個が 49.0 香港ドル（約 800 円）であった。

ローワーミドル向けスーパーマーケットで同時期に同調査を行ったところ、同様に健康を意識した商品が販売されている。オーストラリア産 Tamar Valley³³「Greek Yoghurt（パック入）」500g/個が 36 香港ドル（約 720 円）、スイス産 Emmi「スイスプレミアムヨーグルト プレーン（カップ入）」100g/個が 20 香港ドル（約 400 円）、香港産ネスレ「ナチュラルヨーグルト（パック入）」475g/個が 29.9 香港ドル（約 598 円）、タイ産 CP-Meiji「ナチュラルヨーグルト（パック入）」500g/個が 29 香港ドル（約 580 円）、中国産 Classy-Kiss³⁴「3.3g ヨーグルト（カップ入）」100g/個が 12.9 香港ドル（約 258 円）であった。

30URL : <https://koukakisfarm.gr/en/>

31URL : https://www.kolios.gr/en/our_products/authentic-greek-yogurt-range/

32URL : <https://www.chobani.com/home>

33URL : <https://tamarvalleydairy.com.au>

34URL : <https://www.facebook.com/classykiss.hk/>

ヨーグルトに関しては香港産及び外国産ヨーグルトの流通が多いものの、日本産ヨーグルトも多品種流通している。これらは日系スーパーマーケットや日本産食品を多く販売する高級スーパーマーケットあるいは旧日系スーパーマーケットで販売されている。たとえば、九州乳業「腸までとどくプレーンヨーグルト N-1 (パック入)」380g/個が46 香港ドル(約 920 円)、チチヤス「毎朝快調ヨーグルト (カップ入)」80gx3/パックが34.9 香港ドル(約 698 円)、フジッコ「カスピ海ヨーグルト (パック入)」400g/個が40 香港ドル(約 800 円)、ヤスダヨーグルト「生乳 100%プレーンヨーグルト (カップ入)」150g/個が27 香港ドル(約 540 円)、などがある。



<写真: SOGO HONGKONG のヨーグルト売り場 (筆者撮影) >



<写真: Taste³⁵のヨーグルト売り場 (筆者撮影) >

◆5-3. 育児用粉ミルクの近年の動向◆

近年、香港では出生率が低下し、少子高齢化が進んでいる³⁶。その影響もあり、近年の香港における育児用粉ミルクの輸入状況を見ると、2020 年から 2023 年にかけては数量・金額ともに減少した。ただし、2024 年は、金額ベースでは前年比 10.1%増の 21 億 6,107 万香港ドル、数量ベースでは同 20.9%増の 16,746 トンであった(表 7)。主要輸入相手国の動向をみると、上位 2 カ国の輸入額合計は全体の 77.9%を占め、数量では同 81.6%と大きなシェアを占めている。最もシェアの多いニュージーランド産の育児用粉ミルクは、2020 年以降減少傾向にあったが、2024 年には金額で前年比 44.0%、数量で同 54.5%回復している。

日本産育児用粉ミルクは、現状は明治の粉ミルクが輸入されている。近年は輸入額・数量ともに年々減少しており、そのシェアは 2024 年の場合、金額・数量ともに全体の 0.7%である。また、2024 年の日本からの輸入は金額ベースでは前年比 58.0%減の 1,552 万香港ドル、数量では同 59.1%減の 124 トンであった。

35URL : <https://www.aswatson.com/our-brands/food-electronics-wine/taste/>

36URL : https://www.censtatd.gov.hk/te/web_table.html?id=115-01011
https://www.censtatd.gov.hk/en/data/stat_report/product/B1010003/att/B10100032025AN25B0100.pdf

なお前述のように統計では新生児の出生率が低下しているものの、香港では、出産する人が香港市民だけではなく、多言語で対応できること、出産費用や高度な医療技術を背景に香港で出産する他国の人もいます。当地では、日本産育児用粉ミルク、或いは日系企業が海外で生産する粉ミルクはこれまでに開拓していなかった仕組みを構築することによって、今後開拓できる市場であると思料する。

たとえば、オランダの粉ミルクメーカー「Friso³⁷」の場合は、「Friso Club」を設け、会員向けに優遇されたサービスを行い、新生児の両親が安心できるようお客様相談室を設けている。

表7：香港における育児用粉ミルクの輸入推移

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額								
ニュージーランド	12,869	1,618,817	9,878	1,304,087	10,728	1,340,153	6,550	794,459	10,119	1,144,290	54.5%	44.0%	60.4%	53.0%
オランダ	9,775	1,467,250	4,462	634,402	2,724	410,640	3,072	465,046	3,553	537,264	15.7%	15.5%	21.2%	24.9%
中国	1,598	347,048	2,888	628,091	1,140	254,561	1,557	355,320	1,620	315,668	4.0%	-11.2%	9.7%	14.6%
ドイツ	1,030	96,272	608	68,543	697	84,511	802	106,468	672	58,436	-16.2%	-45.1%	4.0%	2.7%
オーストラリア	3,187	346,653	1,178	155,512	759	101,750	1,170	153,612	197	24,373	-83.2%	-84.1%	1.2%	1.1%
オーストリア	0.8	101	0	0	0	0	0	0	137	22,376	N/A	N/A	0.8%	1.0%
日本	663	84,534	302	36,595	293	32,140	304	36,961	124	15,525	-59.1%	-58.0%	0.7%	0.7%
アイルランド	928	169,459	562	75,373	466	58,587	231	33,015	76	13,165	-67.3%	-60.1%	0.5%	0.6%
マレーシア	25	4,419	0.01	1.0	41	2,936	28	1,883	84	9,204	198.5%	388.8%	0.5%	0.4%
フランス	205	15,402	231	13,970	274	14,661	31	3,331	63	6,261	101.7%	88.0%	0.4%	0.3%
全体	32,272	4,369,434	20,623	2,990,519	17,519	2,342,045	13,848	1,962,300	16,746	2,161,072	20.9%	10.1%	100.0%	100.0%

04022120 - MILK, MODIFIED FOR INFANT FEEDING, CONCENTRATED, NOT SWEETENED, IN POWDER, GRANULES OR OTHER SOLID FORMS, OF A FAT CONTENT, BY WEIGHT, EXCEEDING 1.5%

出所：香港統計局「Hong Kong External Merchandise Trade」
(2025年5月現在)

なお、ユーロモニターインターナショナルのレポートによると、香港における育児用粉ミルクの小売売上高は、2020年に17億6,180万香港ドルだったのが、2021年には12億90万香港ドル、2022年には9億5,090万香港ドルと減少し、その後、2023年に15億6,910万香港ドル、2024年16億3,260万香港ドル、2025年16億7,340万香港ドルと回復している。

また、同レポートによると、香港では高品質の育児用粉ミルクが好まれる傾向にある。たとえば、オランダ産 Friso³⁸の製品には、天然バイオアクティブ成分を使用したプレミアムライン「Friso Signature」があり他社との差別化を図っている。それと同時にオリジナルラインをアップグレードして「Friso Gold」と名付け、手頃な価格帯の中にも成分やその働きの良さがあることを伝えている。

37URL： <https://www.friso.com.hk/about-friso-club>

37URL： <https://www.friso.com.hk>

◆6. 流通経路◆

(1) 牛乳・乳飲料・生クリーム

牛乳・乳飲料・生クリームは輸入をする際に一つ一つのアイテムに対して事前申請の手続きを取る必要がある。このため、これらの製品については、乳業メーカーから輸出商社を通じて出荷し、当地の食品輸入業兼卸売業者が代理店あるいは総代理店として輸入するという、代理店制度が堅持されているのが大きな特徴である。

日本から輸出される牛乳の中には LL 牛乳と冷蔵牛乳があり、LL 牛乳の場合は、食品輸入業兼卸売業者を経由して小売店や外食業者、（アイスクリーム等を製造する）食品加工業者へと流通し、消費者に届けられる。食品輸入業兼卸売業者の中には、City' Super や四洲貿易のように自社で輸入し、自社の直営店で販売する場合がある。

また、冷蔵用の牛乳場合は、食品輸入業兼卸売業者を経由して輸入され、小売店や外食業者、食品加工業者へと流通している。

(2) 発酵乳（ヨーグルト）・チーズ・バター等

ヨーグルトやチーズの場合、牛乳のように事前申請の手続きを取る必要はない。ただし、牛乳や乳飲料と同じメーカーのヨーグルトやチーズの場合は食品輸入業兼卸売業者が代理店あるいは総代理店として輸入し、小売店や外食業者、食品加工業者へと卸売販売する場合はほとんどである。

(3) 育児用粉ミルク

育児用粉ミルクは輸入をする際に一つ一つのアイテムに対して事前申請の手続きを取る必要があるため牛乳同様、代理店制度が守られる傾向にある。そのため、乳業メーカーから輸出商社を通じて出荷されたのち、食品輸入業兼卸売業者が代理店あるいは総代理店として輸入する場合はほとんどである。輸入された育児用粉ミルクは代理店を通じてドラッグストア等の小売店へと流通している。

◆7. ルール・規制◆

<A. 品目の定義>

牛乳・乳製品の HS コード

0401：ミルクおよびクリーム（濃縮もしくは乾燥をし、または砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）

0402：ミルクおよびクリーム（濃縮もしくは乾燥をし、または砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）

0403：バターミルク、凝固したミルクおよびクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させまたは酸性化したミルクおよびクリーム（濃縮もしくは乾燥をしてあるかないか、または

砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナッツもしくはココアを加えてあるかないかを問わない。))

0404：ホエイ（濃縮もしくは乾燥をしてあるかないか、または砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）およびミルクの天然の組成成分からなる物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）

0405：ミルクから得たバターその他の油脂およびデイリースプレッド

0406：チーズおよびカードこの他にも、乳糖（HS1702.11、1702.19）、チョコレート（HS1806）、ミルクの調製品（HS1901）、コーヒー、ミルクティー（HS2101）、アイスクリーム（HS2105）など、乳製品の HS コードは性状（乳脂肪分など）、用途により多岐にわたる。輸出時の HS コードの特定には、製品の成分分析表に基づき税関相談官室に事前に確認することを推奨する。

なお、ミルク規制（Cap.132AQ Milk Regulations）によると、ミルク（milk）及びミルク飲料（milk beverage）は以下のように定義され、「食品および薬品表示（成分組成および表示）規則」（Cap.132W Food And Drugs（Composition And Labelling）Regulations）とは一部定義が異なるため、留意が必要である。

milk（奶類）：牛の乳、水牛の乳、ヤギの乳、クリーム、冷凍または還元された乳・クリーム。ただし、分離乳、粉乳、練乳は含まない。

milk beverage（奶類飲品）：液体乳脂肪と乳由来のその他固形物を混ぜてできた飲料で、食品添加物を除いたものと添加したものの両方が含まれる。

<B 輸入規制>

(1) 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、福島県産の牛乳、乳飲料、粉乳は輸入が禁止されている。ただし、2018年7月24日から茨城県、栃木県、群馬県および千葉県産の牛乳、乳飲料、粉乳については、条件付き（輸出事業者証明書および放射性物質検査証明書の添付）で輸入が可能となった。また、上記5県以外で生産されたものについての輸入規制はない。

[（香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について：農林水産省（maff.go.jp）](http://maff.go.jp)

(2) 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

香港へ牛乳・乳製品を輸出するにあたって、茨城県、栃木県、群馬県および千葉県産の製品については、輸出事業者証明書および放射性物質検査証明書の添付が必要である。

[（香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について：農林水産省（maff.go.jp）](http://maff.go.jp)

その他、牛乳・乳製品の輸入にあたっては、輸入者側が香港食物環境衛生署（以下 FEHD）から事前許可を得る必要がある。輸入許可の申請に際しては、日本側で発行された衛生証明書の提出が必要となる。詳細に関しては輸入手続きの項目を参照。

また、衛生証明書の発行については、農林水産省「香港向け輸出乳、乳飲料およびクリーム
の取扱要綱」を参照。（[香港向け輸出乳、乳飲料およびクリームの取扱要綱](#)）

(3) 動植物検疫の有無

なし

(4) その他の関連リンク

・関係省庁

[香港食品安全センター（CFS）（英語）](#)

[香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）](#)

・根拠法等

[香港特別行政区基本法「ミルク規則」（Cap.132AQ Milk Regulation）（英語）](#)

・その他参考情報

[農林水産省「農林水産物等の輸出におけるよくある相談」](#)

[香港食品安全センター「日本産食品の輸入規制に関する最新情報」（Latest update on Import Control on Japanese Food \(as at 2021\)\)（英語）](#)

[香港食品安全センター「乳および乳飲料の輸入規制（Import control of milk and milk beverage）」（英語）](#)

<C 香港の食品関連の規制>

1.食品規格

牛乳・乳製品に関しては「食品および薬品表示（成分組成および表示）規則」〔Cap.132W Food And Drugs（Composition And Labelling）Regulations〕の Schedule 1 Part II において、品目ごとに乳脂肪分などの組成に関する規則が設けられている。

（[Cap. 132W Food and Drugs（Composition and Labelling）Regulations（legislation.gov.hk）](#)）（ジェトロ仮訳）

また、PartIII では、特定の製品に関する添加物の含有量制限が設けられている。その他、包装済みの製品についてはコーデックス食品規格を参考に食品の成分とその添加物について適切に表示しなければならず、殺菌・低温殺菌による熱処理方法についても定められている。

[香港食品安全センター「乳および乳飲料の輸入規制（Import control of milk and milk beverage）」（英語）](#)

2.残留農薬および動物用医薬品

香港では農薬の使用についてポジティブリスト制を採用している。その内容は「食品中の残留農薬規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation）（香港特別行政区基本法）Schedule 1 に挙げられ、農薬と食品との組み合わせごとに最大残留基準値/外因性最大残留許容量が定められ、含有量が規定値を超えている場合はその食品の輸入・販売などが禁止される。また、Schedule 2 には規制対象外の農薬が挙げられている。

[\(Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)\)](#) ([ジェトロ](#)
[仮訳](#))

牛乳・乳製品内に残留する動物用医薬品については、「食品有害物質規則」(Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations) の Schedule 1 で挙げられている物質が規定量を超える場合、また同 Schedule 2 で挙げられている物質が含まれている場合、それらの食品の輸入・販売が禁止されている。

[\(Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)\)](#) ([ジェトロ](#)
[仮訳](#))

3.重金属および汚染物質

【重金属規制】

2025 年 9 月に施行された「2025 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」(Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) (Amendment) Regulations 2025) では、2018 年改正版の食品分類数 144 分類から 2025 年版は 171 分類に増えた。また、分類数の増加に伴い、カドミウムではシイタケなど食用キノコ類（計 6 分類）の同基準値が、メチル水銀ではマグロ類など魚類（計 6 分類）の同基準値がそれぞれ事実上緩和された。ただし、今回の改正版では、牛乳・乳製品に対する変更点はない。

<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132V!en>)

規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「2025 年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の付表第 2 部 (Part 2 Maximum Level of Metal in Food) にリスト化されている。

[https://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/files/Guidelines_Cap_132V%20\(E\)_upload.pdf](https://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/files/Guidelines_Cap_132V%20(E)_upload.pdf)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/09/aaae7fa1daeda15e.html>

複数の原料から構成される「複合食品」については、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となる。また、改正規則 3 (4) の規定によると「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合」には、「複合食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量に、この複合食品に含まれる各原料の割合、または重量比を乗じた値の合算」となる。加えて、「特定金属」ではない金属であっても危険値である、または有害性が疑われるような量の金属を含有する食品はいかなるものでも、ヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されている。

【有害物質】

「食品有害物質規則」(Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations)（香港特別行政区基本法）の Schedule 1 に挙げられている物質が規定量を超える場合、また同 Schedule 2 に挙げられている物質が含まれる場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されている。

[\(Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)\)](#) ([ジェトロ仮訳](#))

改正の経緯としては、2023年6月1日から施行された「2021年食品有害物質（改正）規則（Harmful Substances in Food（Amendment）Regulation（2021））により、一部成分の許容基準値が厳格化され新しい規則が設けられた。牛乳・乳製品に関連し改正または新設となった有害物質については、以下を参照のこと

[\(s22021252386 \(legco.gov.hk\)\)](#) ([ジェトロ仮訳](#))

「食品有害物質（改正）規則」が2023年12月1日より施行され、部分水素添加油脂（PHO）を含む油脂の輸入禁止、及び部分水素添加油脂を含む食品の販売及び流通が禁止されている。完全水素添加油脂を含む油脂や包装食品については、原材料表示に「水素添加油脂」と記載するか、原料の油名に「水素添加」と記載する必要がある³⁹。

[\(香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)\)](#)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/hk/law/pdf/hk_guideline2101.pdf

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trans_fat/overseas/hongkong.html

また、香港特別行政区基本法「ミルク規則」（Cap.132AQ Milk Regulations）第6条により、以下の乳・乳飲料については販売が禁止されている。

[\(Cap. 132AQ Milk Regulation \(elegislation.gov.hk\)\)](#)

- ・ 2回以上熱処理された乳・乳飲料（輸入された冷凍低温殺菌全乳を除く）
- ・ 熱処理前に1mlあたり20万を超える細菌を含む、あるいは1mlの1000分の1(0.001)に大腸菌群を含む場合
- ・ 同規則 Schedule1に記載されている低温殺菌のいずれかの方法で熱処理した後、1mlあたり3万を超える細菌を含む、あるいは1mlの10分の1(0.1)に大腸菌群を含む場合
- ・ 同規則 Schedule1に記載されている殺菌方法で熱処理した後、10以上の集落数を含む場合

4. 食品添加物

香港では食品一般同様、牛乳・乳製品には着色料・甘味料・食品保存料に関する規制がある。

[\(香港における食品添加物の規制状況\(2014年3月\) | 調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)\)](#)

着色料に関しては「食品着色料規則」(Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations)のSchedule 1に挙げられている着色料を使用することができる。また、天然色素については同規則には掲載されていないが、一部使用が認められている。その他参考情報の「許可された着色料：天然色素」を参照。

([Cap. 132H Colouring Matter in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#))

([即食食品微生物含量指引 \(cfs.gov.hk\)](#))

甘味料に関しては「食品甘味料規則」 (Cap.132U Sweeteners in Food Regulations) の Schedule に挙げられている甘味料を使用することができる。

([Cap. 132U Sweeteners in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)) (ジェトロ仮訳)

食品保存料に関しては 2024 年 10 月に改正された「食物中の保存料規則 (改正版)」 (Cap.132BD Preservatives in Food Regulation) の Schedule 1, No.1 に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができる。

(<https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132BD>)

https://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/whatsnew_fstr_Proposed_Amendments_Preservatives_Food_Regulation.html

なお、牛乳・乳製品については、【食品および薬品 (成分および表示) 規則の PartIII に列挙された牛乳・乳製品】という規制もある。香港特別行政区基本法「食品および薬品表示 (成分組成および表示) 規則」〔Cap. 132W Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations〕の Part III において以下のとおり特定の牛乳・乳製品の種類と、それぞれに用いる食品添加物の含有上限量が定められている。

([Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)) (ジェトロ仮訳)

特定の牛乳・乳製品の種類

- ・加糖練乳 (コンデンスミルクまたはエバミルク)、加糖脱脂練乳 (脱脂乳または無脂肪牛乳) または無糖練乳 (コンデンスミルクまたはエバミルク) の添加物
- ・バター
- ・クリーム

5.食品包装 (食品容器の品質または基準)

食品容器の規制に関しては、2024 年 4 月 22 日 (月) から使い捨てプラスチックの使用が段階的に禁止となった。環境保護の観点から、以下のように業務用の使い捨てプラスチック製食器類やストロー等、プラスチック製品の使用が禁止された。製品によって、販売禁止、無料提供禁止、製造禁止の違いがある。

参照：

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/04/c812cf11fa039bba.html>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/7ff7dc9653c6f561.html>

<https://www.greentableware.hk/en-us/home/index>

食品容器資材の業界関係者からのヒアリングによると、小売向けのペットボトルに係るルールは現状明記されていない。小売向けには発泡素材の容器が使用されない傾向にあるものの、現状、発泡素材の容器に関してルールが明記されているのではなく、食品容器を取

り扱う卸売業者が発泡素材の容器を取り扱っていないため使用が不可能、またはスーパーマーケットなどの小売店が発泡素材の容器を自主的に取り扱いをしていない。

6. ラベル表示

無脂肪牛乳（離脂奶：法令上定義なし）、脱脂乳（脱脂奶：定義第 9 条規定にあり。脂肪分が 0.3%以下）、部分脱脂乳（部分脱脂奶：定義なし）は、容器に以下の表示またはラベルを貼付しなければならない。

香港特別行政区基本法「食品および薬品表示（成分組成および表示）規則」〔Cap. 132W Food and Drugs（Composition and Labelling） Regulations〕

<http://www.elegislation.gov.hk> (Cap. 132W Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations (elegislation.gov.hk)) (ジェトロ仮訳)

(1) 食品名

(2) 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）

(3) 賞味期限または消費期限

(4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明

(5) 製造業者または包装業者の名前と住所

(6) 数量、重量または容量

(7) 栄養成分

牛乳・乳飲料の表示については、上記に加え以下の表示が必要となる。

(8) 内容物を処理した者の氏名と住所

(9) 内容物の加熱処理方法

牛乳、クリームあるいは牛乳類似と表示される以下の飲料が入った容器には、その主原料を正確に表示する必要がある。

・牛乳あるいは還元乳を含むが、Schedule 1 の Part II に規定された成分基準に従っていない飲料

・販売目的のため、商品名、商品表示に「milk」あるいは「cream」、もしくは「奶」や「忌廉」という漢字、あるいはその飲料が牛乳あるいはクリームを含有していることを示唆する言葉や漢字が入る飲料

・豆乳またはココナッツジュース（ココナッツの実を除く）、その他、色、味、見かけあるいは濃度が牛乳に類似する飲料

無脂肪牛乳（離脂奶：法令上定義なし）、脱脂乳（脱脂奶：定義第 9 条規定にあり。脂肪分が 0.3%以下）、および部分脱脂乳（部分脱脂奶：定義なし）は、容器に以下の表示またはラベルを貼付しなければならない。

○ 無脂肪牛乳（離脂奶）

SEPARATED MILK（離脂奶）

Children under one year of age should not be fed on this milk except under medical advice.

- (除由醫生指導外不應用以餵哺一歲以下之嬰兒)
- 脱脂乳 (脱脂奶) SKIMMED MILK (脱脂奶)
Children under one year of age should not be fed on this milk except under medical advice.
(除由醫生指導外不應用以餵哺一歲以下之嬰兒)
- 部分脱脂乳 (部分脱脂奶) PARTLY SKIMMED MILK (部分脱脂奶)
Children under one year of age should not be fed on this milk except under medical advice.
(除由醫生指導外不應用以餵哺一歲以下之嬰兒)

* (除由醫生指導外不應用以餵哺一歲以下之嬰兒)

(仮訳) 医学的指導がない場合は、1歳未満の乳児に与えないでください。

* 英語と中国語で読みやすく目立つように表示またはラベル貼付すること。明色の地色の上に暗色のブロック体、または暗色の地色の上に明色のブロック体で印刷されていること。囲み線で囲まれていること。囲み線内には前述以外の情報を入れないことが求められている。

ビジネス上支障が生じる場合には、ラベル表示に製造業者もしくは包装業者の代わりに、現地の卸業者（ディストリビューター）の情報記載をすることも可能である。詳しい手続きについては、関連リンク「加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に」などを参照。

[\(加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に\(香港\) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース・ジェトロ \(jetro.go.jp\)\)](#)

7. その他

食品安全・衛生規制

食品や農水産物で問題や事故が起きた際、その流通経路をさかのぼって追跡・確認できるようにするため「食品安全条例」(Cap.612 Food Safety Ordinance)では食品輸入業や食品卸売業を行うすべての事業者に対し、食物環境衛生署 (FEHD) への登録が義務付けられている。ただし、FEHD から香港ホーカー (屋台) のライセンスを取得済み、FEHD に食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されている。

また、牛乳・乳飲料を販売する際は、「ミルク規則」(Cap.132AQ Milk Regulations) 第13条により、以下のとおり製品を 10°C以下で保管する必要がある。

- ・密閉容器に入れた殺菌ミルクまたは殺菌乳飲料を除き、販売を目的とした牛乳・および乳飲料を、10°Cを超える場所で保管してはならない。

- ・密閉容器に入れた殺菌ミルクまたは殺菌乳飲料を除き、貿易などのビジネス目的での輸送では、いかなる者も、輸送期間中の温度が 10°Cを超える環境で牛乳・乳飲料を輸送してはならない。

粉ミルク

粉ミルクについては、「粉ミルク規則」(Cap. 132R Dried Milk Regulation)に基づき、成分組成およびラベル表記に関する特別な規制がある。成分組成についての規制は、同法の Schedule1 を、ラベル表記については同法の Schedule2 を参照。

<D 輸入手続き>

1.輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

「ミルク規則」(Cap.132AQ Milk Regulations)により、牛乳・乳飲料の輸入には香港食物環境衛生署(FEHD)からの事前許可を必要とする。申請方法の内容については、香港食物環境衛生署「乳・乳飲料・クリームの輸入申請」(Application for Importation of Milk / Milk Beverage / Cream)を参照。

([Cap. 132AQ Milk Regulation \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk))

([乳・乳飲料・クリームの輸入申請 \(Application for Importation of Milk / Milk Beverage / Cream\)](#))

なお、輸入業者は事前の輸入許可を香港食物環境衛生署に申請する際、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 加工処理工場の名称と住所
- (2) 原産国の牛乳・乳飲料に関する法令
- (3) ラベル付きの空容器
- (4) 加工工場における加熱処理方式と施設（生産設備と給水設備を含む）に関する資料
- (5) 次の2点を証明できる、原産国の適切な省庁発行の衛生証明書
 - ・ 牛乳および乳飲料の殺菌または滅菌に際しての加熱処理方式の効果と効率性を証明し、製品が衛生的条件下で処理・加工され包装されたことを証明できるもの
 - ・ 製品の化学物質および細菌学上の品質を示すもの
- (6) その製品およびその品質保持期限を証明する製造者の申告書

なお、香港食物環境衛生署は製造者許可に対する申請を12営業日以内に処理することを明記している。

2.輸入通関手続き（通関に必要な書類）

香港に輸入（船積、空港貨物）される商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）の添付が求められる。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければならない。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第109条」(Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance)により義務付けられている。

([Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk))

通関に伴う提出書類は以下のとおりである。

- ・ 積荷目録（マニフェスト）

- ・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャン B/L（船荷証券）、または同様の書類
- ・インボイスおよびパッキングリスト
- ・引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知
- ・衛生証明書、香港食物環境衛生署による輸入許可証など

3.輸入時の検査・検疫

香港では「公衆衛生および市政条例第 132 章第 59 条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署が輸入食品を検査する権限を有している。輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）などの書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われる。牛乳・乳製品は、輸入されるすべての製品が検査およびサンプル調査の対象となる。サンプル検査に関しては食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照。

[（ Part V \(Food and Drugs\) of the Public Health and Municipal Services Ordinance \(Cap. 132\) \(Highlights\) \(cfs.gov.hk\) ）](#)

[（ Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\) ）](#)

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、日本から輸出される 4 県（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、牛乳・乳飲料・粉乳については、輸入時に香港側で全ロット検査が行われており、国際食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）の定めた基準を超えるものについては即座に差し押さえられ、処分される。

ただし、上記 4 県に福島県を加えた 5 県以外の産地、ならびにこれら 5 県に対する特別な規制を設けていない品目に関し、日本産食品の航空便と船便の到着時に義務付けていた貨物ごとの放射性物質検査は 2021 年 1 月 1 日以降一部廃止され、サーベイランス検査（一定頻度の抜き取り検査）に移行した。

牛乳・乳製品に関して香港側での動物検疫はない。ただし、香港に輸入されるあらゆる製品と同様に、輸入時のランダム検査の対象となる可能性がある。検査の結果、問題がないと判断された場合、「リリースレター（Release Letter）」が発行され、輸入が認められる。なお香港食物環境衛生署は、貨物の到着通知の受領日または実際の到着日のどちらか遅いほうから 14 営業日以内にリリースレターを発行することを約束している。

◆8. 参照：日本産牛乳・乳製品を扱う主なプレーヤー◆

<小売店>

A-1 ベーカーリー

所在地：Unit 1701-1706, 17/F, New Commerce Centre, 19 On Sum Street, Siu Lek Yuen, Shatin, N.T., Hong Kong

Tel：852-3143-8288

URL：https://www.a-1bakery.com.hk/zh_HK/

AEON Style

所在地：Units 07-11, 26/F, CDW Building, 388 Castle Peak Road, Tsuen Wan, New Territories, Hong Kong

Tel : 852-2565-3600

URL : <http://www.aeonstores.com.hk/>

APITA (Unicorn Stores)

所在地：Cityplaza 2, 18 Taikoo Shing Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel : 852- 2885-0331

URL : https://apitauny.com.hk/?lang=ja__

City' Super

所在地：香港九龍觀塘巧明街 110 號興運工業大廈 2 字樓

Tel : 852-3960-9300

URL : <https://online.citysuper.com.hk>

Facebook : [fb@ceccoils.com](https://www.facebook.com/fb@ceccoils.com)

Don Don Donki (PPIH)

所在地：21/F, Mira Place Tower A, 132 Nathan Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : 852-3904-1481

URL : <https://www.dondondonki.com/hk/>

HKTVMall

E-mail : pr@hktv.com.hk

Tel : 852-3145-6888

URL : <https://www.hktvmall.com/hktv/zh/supermarket>

零食物語

所在地：香港九龍觀塘 敬業街 41 號 四洲集團中心 31 樓

Tel : 852-2219-5000

URL : <https://www.okashiland.com>

SOGO HONG KONG

所在地：555 Hennessy Road, Causeway Bay, Hong Kong

Tel：852-2833-8338

URL：<http://www.sogo.com.hk/>

PARKn SHOP

Tel：852-2690-0948

E-mail：parknshop.info@asw.com.hk

URL：<https://www.pns.hk/zh-hk/>

Wellcome

所在地：11/F Devon House, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel：852-2299-1888

URL：<https://www.wellcome.com.hk>

YATA

所在地：Unit No. 901-910, 9/F., Tower 1 Grand Central Plaza, No.138 Shatin Rural committee Road, Shatin, NT, Hong Kong

Tel：852-2634-2070

URL：<http://www.yata.hk>

<牛乳・乳製品を扱う食品輸入商社>

味珍味有限公司

所在地：Flat B, 12/F, China Merchants Logistics Centre, 38 Tsing Yi Hong Wan Road, Tsing Yi, Hong Kong

Tel：852-2495-1261

URL：https://www.aji-no-chinmi.com.hk/zh_hk

Four Seas Mercantile Holdings Limited (四洲集團)

所在地：香港九龍觀塘 敬業街 41 號 四洲集團中心 31 樓

Tel：852-2219-5000

URL：<http://www.fourseasgroup.com.hk/us/>

Hokkaido Marche Hong Kong Ltd. (北海道マルシェ香港)

所在地：Unit 11-19, 23/F., Block A, Regent Centre, 63 Wo Yi Hop Road, Kwai Chung
Hong Kong

Tel：852- 2428-3101

URL：https://www.milktop.com.hk

峰一 (香港) 實業有限公司

所在地：Flat A, 4/F., Block 1, Tai Ping Industrial Centre, No57 Ting Kok Rd., Tai Po,
N.T., Hong Kong

Tel：852-2480-5688

URL：http://www.mineichi.hk

新大和有限公司

所在地：Room 401,Riley House, No.88 Lei Muk Road, Kwai Chung, NT, Hong Kong

Tel：852-2647-1138

URL：<https://shintaiho.hk/chi/products.asp?itemcat=hokuren>

Wismettac Nippon Foods Co., Ltd.

所在地：香港柴灣新業街 6 號安力工業中心 13 樓 1304 室

Tel：852-2898-8126

E-mail：info@npf.com.hk

URL：<https://www.wismettac.com.hk/chi/home/>

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、輸出支援プラットフォームおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

TEL：852-2526-4067